

港長公示第 8-39 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 8 年 7 月 2 日

京 浜 港 長 (公 印 省 略)

### 京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 1 区臨港パーク東方海域において、ヨットレースが行われるため、下記により船舶の航泊を禁止(当該ヨットレースに参加する船舶、当該ヨットレースの運営に従事する船舶、警戒に従事する船舶及び京浜港長が許可した船舶を除く。)する。

#### 記

#### 1 期間

令和 8 年 7 月 12 日 11 時 00 分から、ヨットレースが終了し安全が確認されるまでの間(同日 16 時 00 分頃を予定)

#### 2 区域(別図参照)

次の各地点を順次に結んだ線及びイとホを結んだ線により囲まれた海面(世界測地系)

- イ 北緯 35 度 27 分 56.4 秒、東経 139 度 38 分 37.3 秒
- ロ 北緯 35 度 27 分 39.0 秒、東経 139 度 39 分 01.9 秒
- ハ 北緯 35 度 27 分 32.4 秒、東経 139 度 38 分 41.3 秒
- ニ 北緯 35 度 27 分 32.9 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒
- ホ 北緯 35 度 27 分 52.3 秒、東経 139 度 38 分 24.6 秒

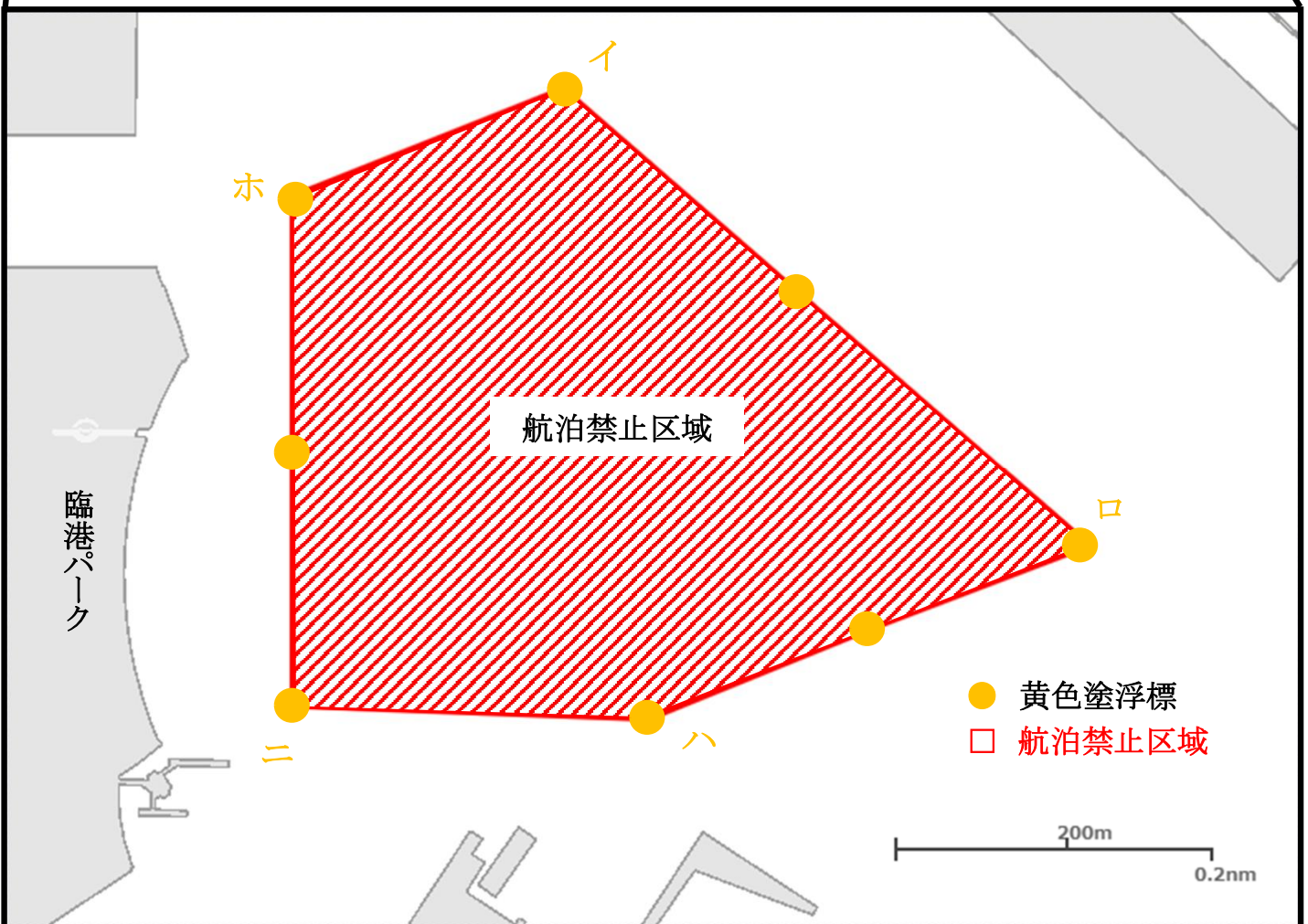
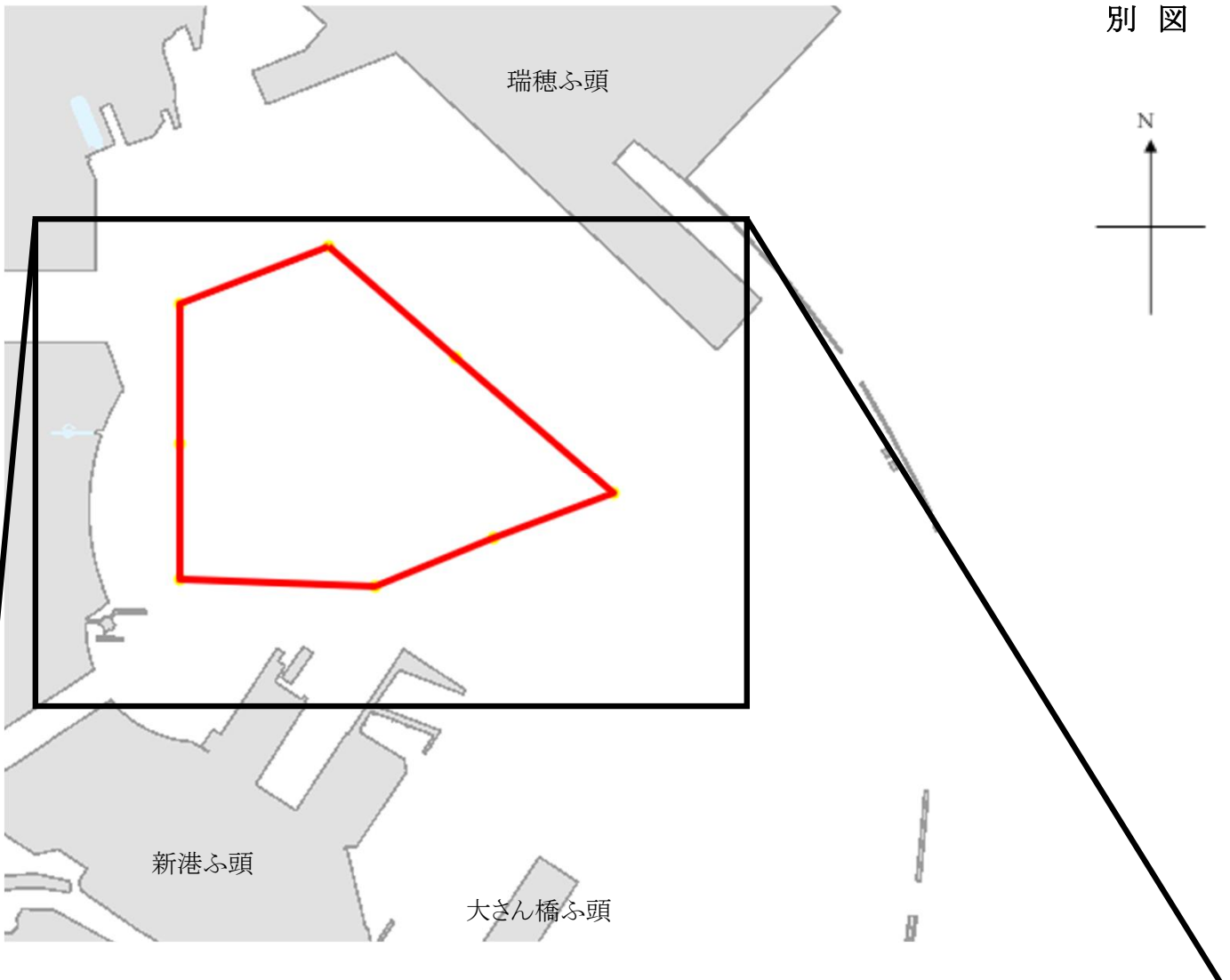
#### 3 標識

上記 5 地点及び上記 5 地点の各間(イとホ、ハとニの間を除く。)には、黄色塗浮標が設置されている。

#### 4 備考

上記 2 の区域周辺には、警戒船が配備されている。

警戒船には、「警戒船」の看板及び赤旗が掲げられている。



臨港パーク

航泊禁止区域

200m  
0.2nm